特記仕様書

第１条　適用

この仕様書は、韮崎市が発注する「庁舎ベランダ袖壁塗装・防水修繕」に適用する。

第２条　工事範囲

・韮崎市役所庁舎

第３条　共通仕様書等

この工事は、令和７年１０月　山梨県土木部監修「建設工事必携」に基づき行なうものとする。

図面及び特記仕様書に記載されていない事項すべて、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書・同解説」等の最新版によること。

第４条　工事概要

本工事の概要は、別紙のとおりである。

第５条　工程関係

本工事は、市庁舎ベランダの塗装・防水補修を行うものであり、供用中の施設の為、業務に支障をきたす恐れがある場合や、来庁者へ危険が及ぶ可能性がある作業などは、原則として土日・祝祭日に行うこととする。なお、工事期間中は毎週工程表を監督員に提出し、作業の詳細工程、土日及び祝日作業、段階確認時期等、協議を行うこと。

第６条　安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。

１．安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

２．本工事内容等の周知徹底

３．本工事安全施工技術指針等の周知徹底

４．本工事における災害対策訓練

５．本工事で予想される事故対策

６．その他、安全訓練等として必要な事

特記仕様書

第７条　再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（Excel 様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、1 部（紙）を施工計画書に添付し、監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出力し、1 部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを CD-R 等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で 1 年間保管するものとする。

第８条　工事打合簿

本工事に関する提出物及び、協議、承諾は、全て市指定の工事打合簿に添付し、その都度監督員に提出し、指示を受けること。

第９条　関係機関との連携

請負者は、所轄警察署、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全の確保に努めるものとする。

第１０条　電子納品作成要領

本工事の竣工書類の一部（工事写真）は、通常の紙媒体書類での提出もしくは電子データにて提出することを、監督員と協議したうえでどちらか選択し、納品することができる。また、納品する電子データについては、「山梨県県土整備部　電子納品要領」及び「山梨県県土整備部　電子納品運用マニュアル」に従い作成する。

第１１条　その他

その他、疑義が生じた場合は、その都度監督員と工事打合簿により協議するものとする。